

専用水道布設工事（新設・増設・改良）確認申請書 等各種様式に関する記載の手引き

1 専用水道布設工事（新設・増設・改良）確認申請書〔様式第1号〕

(1) 水源水量の概算

当面、次のとおりとする。

ア 河川水、湖沼水及びダム水

- ① 河川法第24条及び第26条の許可を受けて取水している場合
許可水量を記載する。
- ② ①の許可を要しない場合

次の算定式で求めた水量を記載する。

$$\text{水源水量 (m}^3\text{/日)} = \text{流域面積 (km}^2\text{)} \times 2,887.6$$

※流域面積：国土地理院発行地図により求める取水位置上流の流域面積

イ 伏流水、浅層地下水、深層地下水

これ以上揚水量を増やすと急激に水位が降下し、井戸に障害を起こすとする限界揚水量を記載する。これらの記録がない場合には、揚水ポンプの能力とする。

ウ 湧水

実測した最低湧水量を記載する。

(2) 水質検査の結果

厚生労働大臣登録検査機関が報告する水質検査報告書を添付する。

(3) 水道施設の概要

第1号様式により記載の上、添付する。

(4) 申請書添付書類関係の種類と仕様等

ア 専用水道布設工事を必要とする理由

イ 居住に必要な水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

ウ 水道施設の位置を明らかにする地図

- ・ 水源、導水、浄水、送水施設、配水池及び配水本管を一葉の地図に記入する。
- ・ 地図の縮尺は、1/1,000～1/25,000とする。

エ 水源及び浄水場の周辺の概要を明らかにする図面

- ・ 地図の縮尺は、1/1,000～1/5,000程度とする。

オ 主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、横断図及び構造図

- ・ 図面は、主要構造物の主要寸法、構造のわかるものとする。
- ・ 主要構造物は、ダム及び取水堰（水道事業者が設置したもの）、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプます、沈砂池、凝集池、沈でん池、ろ過池、浄水池等主要な浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽、導水・送水きよとする。
- ・ 図面の縮尺は、次による。

取水場、配水場、浄水場の一般平面図 1/500～1/1,000

主要な水道施設の水位高低図 縦1/100~1/200 横任意

主要構造物の一般図 1/100~1/500

主要構造物の構造詳細図 1/10~1/100

カ 導水管、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

- ・ 平面図には、測定符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、消火栓、河川・軌道横断、中継ポンプ場等の位置を明示すること。

- ・ 横断面図には、測定区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を記載すること。

- ・ 図面の縮尺は次によること。

- ・ 平面図 1/1,000~1/10,000

- ・ 断面図 縦1/200~1/400 横1/1,000~1/5,000

(5) 工事設計書関係

カ 1日最大給水量及び1日平均給水量

- ・ 1日最大給水量 m^3 (1人1日当たり最大給水量 \varnothing)

- ・ 1日平均給水量 m^3 (1人1日当たり平均給水量 \varnothing) と区分

し、目標年次まで、各年度毎に記載する。また、水量の根拠を示すこと。

2 水道施設の概要書 [様式第1号 (別紙、水道施設の概要書)]

(1) 工事設計書関係

取水施設の形状寸法及び当該施設内設備の仕様を次の区分により記載する。

ア 河川水、湖沼水及びダム水の場合

形状：安定した取水を確保するために必要な取水堰、取水枠、取水門等取水施設の形状寸法、材質等

仕様：ポンプの設置形式 (水中又は地上の区分)、ポンプ場水量、揚程等

イ 地下水の場合

形状：深度、ケーシングパイプ径、ケーシングパイプの材質等

仕様：ポンプの設置形式 (水中又は地上の区分)、ポンプ場水量、揚程等

ウ 湧水

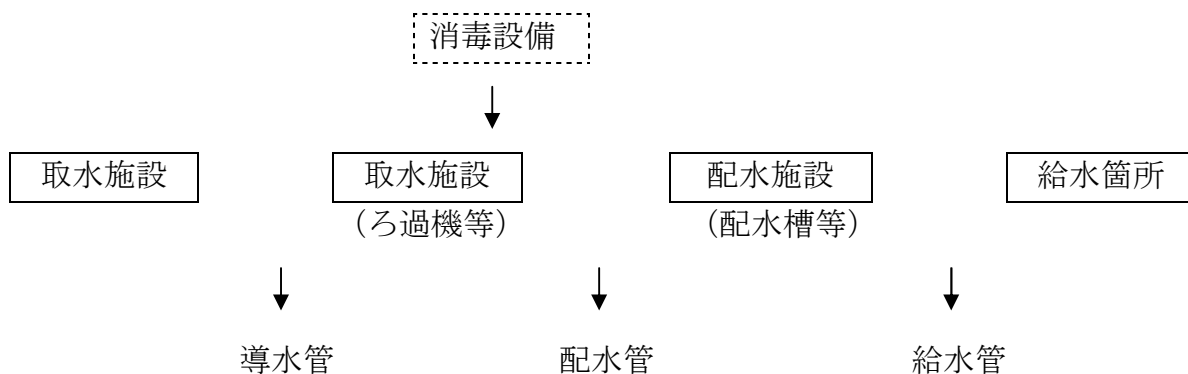
形状：安定した取水を確保するために必要な取水枠等取水施設の形状寸法、材質等

仕様：ポンプの設置形式 (水中又は地上の区分)、ポンプ場水量、揚程等

エ その他

安定した取水を確保するために必要な取水施設の形状寸法、同施設内に設備の機器等の仕様

(2) 水道施設の概要書中の導水、給水、配水管の定義



- ※1 ろ過機等の浄水施設を設けていない場合の導水管の延長は、取水施設から消毒設備の位置までとする。
- 2 配水施設が設けていない場合の給水管の延長は、浄水施設（消毒設備）から給水箇所までとする。

3 専用水道給水開始届出書 [様式第6号]

(1) 施設検査実施日と検査結果

第7号様式により記載の上、添付する。

(2) 水質検査実施年月日と検査結果

厚生労働大臣登録検査機関が報告する水質検査報告書を添付する。